

地域経済の視点

公的介護保険制度を地域活性化にどう活かすか

公的介護保険制度が来年4月スタートに向けて準備が進められており、本年10月から各市町村で要介護の申請受付が開始される。日本の社会保障制度は従来年金や医療を中心としたものだったが、65歳以上人口が全人口の16%（98.10.1現在）にまで上昇するなど高齢化が進むなかで、老人介護を社会保障の主要な柱の一つに置かざるを得なくなった。

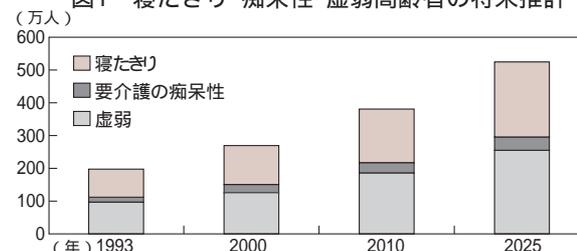
介護保険制度の概要は次のようなものである。保険者は市町村であり、被保険者は当該市町村に住む40歳以上の個人で、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に分かれる。介護保険の収支は半分が公費（国が25%、都道府県と市町村が各々12.5%）で、残り半分が被保険者の保険料で賄われる。保険料については、就業状態等に応じ健保の健康保険料と一緒に徴収されたり、受給する年金から天引されたりする。保険料は1人当たり月平均2,600円程度である。被保険者で介護認定審査会で要介護と認定されれば、専門の業者から介護サービスを受けることができる。この場合、本人はサービス料の1割を負担し、残りの9割は介護保険制度（市町村）から支払われる。サービス料金はサービス提供業者の参入を容易にするため、やや高めに設定される方向にある。

介護保険制度は、年老いた親を子供が世話するなど家庭内で無償で行われていたサービスが専門の介護業者が有償で行うようになるもので、介護サービスの市場経済化（あるいは介護の社会化）といった意味を持つ。また、行政的観点からみれば、行政による措置制度（本人や家族の収入や資産状況、困窮度等を勘案して、行政が老人ホーム等への入所を行政措置として決定していた）から、介護を受ける側の選択制（在宅介護か施設介護か、どのようなサービス

業者が望ましいかなどを選択できる）へと切り替わるものである。

介護保険制度は地域経済振興の観点からみていくつかの利点が考えられる。第一は、実施主体が市町村であり、介護サービス受給者はもちろんのこと、ホームヘルパーなどのサービス提供者も大半が地域の住民であるなど、地域循環型の事業であることである。第二は、ホームヘルパーなどによる雇用拡大効果のほかに、訪問介護や施設介護の充実によって家族の負担が軽減され、たとえば主婦のパート労働が可能となるなど、新たな労働供給効果が期待できることである。第一と第二の効果が相乗的に働けば、地域経済への貢献度も大きい。第三は、対人サービスとしての特徴から、人と人とのふれあいなど地域の対話の広がりや情報ネットワークの広がりなどが想定されることである。こうした側面は地域社会に新たな発展をもたらす可能性がある。

図1 寝たきり・痴呆性・虚弱高齢者の将来推計



資料 厚生省編「平成9年版厚生白書」111頁
 (注) 要介護の痴呆性には寝たきりを除く。

現在、要介護者は全国で250万人程度存在するものとみられ、初年度でも4～5兆円規模の市場の出現が期待されているが、今後の要介護者の増加を考えれば、市場の急拡大は疑いようもない（図1）。公的介護保険制度を地域活性化の観点から如何に活用していくかが重要となる。（鈴木 博）